● 外国籍職員の担当職務について

公務員に関する国の基本原則（内閣法制局）を踏まえ、外国籍の職員は、担当できる職務等に次のような制限があります。

1 公権力の行使にあたる職務は担当できません。公権力の行使にあたる職務とは、次のとおりです。

（1） 市民の権利や自由を一方的に制限する内容を含む職務
（2） 市民に義務や負担を一方的に課す内容を含む職務
（3） 市民に対して、強制力をもって執行する内容を含む職務
（4） その他公権力の行使に該当する職務

募集区分	代表的な職務	
	担当できる職務	担当できない職務
管理栄養士	区役所等での食育推進、食生活改善、栄養指導等	特定給食施設における立入調査

2 公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできません。

公の意思の形成への参画に携わる職とは、福岡市の行政について企画、立案、決定等に関与する職をいい、原則として課長相当級以上の職を指します。

3 昇任について

外国籍の職員は、上記2のとおり、原則として課長相当級以上の職に就くことはできませんが、市民サービスを目的とする施設の運営業務を担当する職、出先機関等で内部管理業務を担当する職などで公の意思の形成への参画に携わる蓋然性の低い課長相当級以上の職に就くことは可能です。